

# N P O 関連施策

—平成 28 年度補正予算及び平成 29 年度当初予算—

通常事業 計 152 件、復興関連事業 計 12 件

(目次)

府省庁名	通常事業 (件)	復興関連事業 (件)	総括表ページ数
復興庁	0	1	P1
内閣府	9	1	P2～P6
総務省	5	1	P7～P9
法務省	2	0	P10
外務省	8	0	P11～P12
文部科学省	22	3	P13～P21
厚生労働省	36	2	P22～P34
農林水産省	38	2	P35～P42
経済産業省	7	0	P43～P45
国土交通省	19	0	P46～P52
環境省	6	2	P53～P55

※各施策の詳細につきましては、記載されている所管部局へお問い合わせください。

- 復興庁**では、復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題（住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」等）への対応を支援する「**被災者支援総合交付金**」として、**復興事業1件**を計上。
- 内閣府**では、①放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等の「**地域子ども・子育て支援事業**」や、②「**NPO等の『絆力（きずなりょく）』を活かした復興・被災者支援事業**」として、**通常事業9件、復興事業1件**を計上。
- 総務省**では、ふるさとテレワークの導入を支援する「**ふるさとテレワーク推進事業**」等、**通常事業5件、復興事業1件**を計上。
- 法務省**では、適当な住居のない刑務所出所者等について、宿泊場所の供与等を行う「**刑務所出所者等の住居の確保**」事業等、**通常事業2件**を計上。
- 外務省**では、日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業及び緊急人道支援事業に資金協力する「**日本NGO連携無償資金協力**」事業等、**通常事業8件**を計上。
- 文部科学省**では、①いじめ問題、暴力行為、不登校等への対応策を検討する等の「**いじめ対策・不登校支援等推進事業**」や、②被災した幼児児童生徒・教職員の心のケア等を行う「**緊急スクールカウンセラー等活用事業**」等、**通常事業22件、復興事業3件**を計上。
- 厚生労働省**では、①「**保育対策総合支援事業**」や、②「**地域支援事業交付金**」等、**通常事業36件、復興事業2件**を計上。
- 農林水産省**では、①新たな木材需要を創出し、地域材の安定的・効率的な供給体制を構築する「**新たな木材需要創出総合プロジェクト**」や、②被災地域における若青年漁業者の技術習得等を支援する「**漁業復興担い手確保支援事業**」等、**通常事業38件、復興事業2件**を計上。
- 経済産業省**では、①商店街等における子育て・高齢者支援サービスの提供等や、中心市街地における商業施設の整備などの取組を支援する「**地域・まちなか商業活性化支援事業**」や、②地域資源を活用しブランド化等を進める「**ふるさと名物応援事業**」等、**通常事業7件**を計上。
- 国土交通省**では、「小さな拠点」形成のための既存施設の改修に対して支援を行う「**『小さな拠点』を核とした『ふるさと集落生活圏』形成推進事業**」等、**通常事業19件**を計上。
- 環境省**では、地域における環境保全活動等の拠点を整備する「**地方環境パートナーシップ推進費**」等、**通常事業6件、復興事業2件**を計上。

連番	事業名	区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	被災者支援総合交付金 (被災者支援総合事業)	継続	復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題（住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者相談支援など）への対応を支援。	(20,006 の 内数)	—	100%	県、市町村、NPO 等	被災者支援班 03-6328-0271	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	市民活動の促進に必要な経費	新規	複雑化・多様化する社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込み、民間の公益活動の活性化を図るため、社会的価値の創造に意欲的に取り組む団体の活動の成果を可視化する「社会的インパクト評価」の普及を図る。	—	50	—	内閣府	内閣府政策統括官 (経済社会システム担当) 付参事官 (共助社会づくり推進担当) 付 03-6257-1516	
2	市民活動の担い手の運営力強化事業	継続	社会的課題解決に意欲的に取り組む団体による社会的インパクト評価の基礎的実践を通じて活動の成果の可視化を図り、事業の改善・組織力の強化を推進する。また、中間支援組織の評価支援機能強化を推進する。併せて、評価の実践・成果を広く PR することにより、社会的インパクト評価の普及・拡大を図る。	19	—	—	内閣府	内閣府政策統括官 (経済社会システム担当) 付参事官 (共助社会づくり推進担当) 付 03-6257-1516	
3	放課後児童健全育成事業	継続	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	(107,617 の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	—	1/3	市区町村 (NPO 法人等への委託可)	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局少子化総合対策室 (03-3595-2493) ※事業内容に関する問合せ	

4	地域子育て支援拠点事業	継続	地域において子育て支援拠点を身近な場所に設置し、子育て親子の交流促進や子育て等に関する相談の実施等を行う。	(107,617の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	—	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局少子化総合対策室 03-3595-2493 ※事業内容に関する問合せ	
5	一時預かり事業	継続	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。	(107,617の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	—	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 (03-3595-2542) ※事業内容に関する問合せ	

6	乳児家庭全戸訪問事業	継続	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。	(107,617の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	—	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ	
								厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室 (03-3595-2166) ※事業内容に関する問合せ	
7	養育支援訪問事業	継続	養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業。	(107,617の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	—	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ	
								厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室 (03-3595-2166) ※事業内容に関する問合せ	

8	利用者支援事業	継続	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する。	(107,617の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	—	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局少子化総合対策室 (03-3595-2493) ※事業内容に関する問合せ	
9	子ども・子育て支援整備交付金	新規	①放課後児童クラブ又は②病児保育施設の施設整備(創設、増築、増改築等)に係る経費の一部を補助する。	16,253	—	①2/9 (待機児童解消のための整備の場合1/2) ②3/10	<実施主体> 市区町村 <設置主体> 市区町村、社会福祉法人、NPO法人等	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697)	

府省庁名	内閣府
------	-----

連番	事業名	区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	NPO 等の「絆力（きずな りょく）」を活かした復 興・被災者支援事業	継続	復興・被災者支援を図っていくため、NPO 等が被災者 と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結び つける「絆力（きずなりょく）」を活かして復興・被 災者支援を行う取組 <sup>※1</sup> や、復興・被災者支援を行う NPO 等の絆力を強化するための取組 <sup>※2</sup> に対して支援 を実施。 ※1 被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組、 コミュニティ形成支援等の復興に向けた取組、原子力災 害からの復興に向けた取組、中間支援の取組 ※2 復興・被災者支援を行う NPO 等が支援者等と結びつ くためのマッチング・交流等（各県が実施）	203	—	2/3	左記※1 NPO 法人、自治会、社 会福祉法人、協議会 等  左記※2 岩手県、宮城県、福 島県	内閣府政策統 括官（経済社会 システム担当） 付参事官（社会 基盤担当）  03-6257-1514	



連番	事業名	区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	ふるさとテレワーク推進事業	継続	地方でも都市部と同じように働ける環境を実現し、人や仕事の地方への流れを促進する「ふるさとテレワーク」を推進するため、地方公共団体や民間企業等に対し、サテライトオフィス等のテレワーク環境を整備するための費用の一部を補助。	468	—	定額	地方公共団体又は民間企業等	総務省情報流通行政局情報流通振興課 03-5253-5748	
2	IoT サービス創出支援事業	新規	地方自治体、大学、ユーザ企業等から成る地域の主体が、家庭、食など生活に身近な分野における IoT サービスの実証事業に取り組み、克服すべき課題を特定し、その解決に資する参照モデルを構築するとともに、データ利活用の促進等に必要なルールの明確化等を行う。	505	700	委託事業であり、申請金額の査定あり。	地方自治体、大学、データを扱うユーザ企業等から構成される地域のコンソーシアム	総務省情報流通行政局情報流通振興課 03-5253-5748	
3	地域情報化の推進事業 (地域課題解決に資する取組への ICT 専門家の派遣)	継続	ICT を利活用して地域の課題解決に取り組む自治体等に対し、ICT の知見、ノウハウを有する専門家を派遣し、助言、提言、情報提供等を行う。(自治体と共同で事業を行う NPO も申請可能)	(97 の内数)	—	—	地方公共団体等	総務省情報流通行政局地域通信振興課 03-5253-5758	
4	デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発	継続	高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けた、新たな ICT 技術等の研究開発を行う者に対し、その経費の一部を助成。	37	—	1/2	民間事業者等	総務省情報流通行政局情報通信利用促進課 03-5253-5743	

5	チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金	継続	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの提供又は開発を行う者に対し、その経費の一部を助成。	40	—	1/2	民間事業者等	国立研究開発法人情報通信研究機構 デプロイメント推進部門 情報バリアフリー推進室 042-327-6022
---	---------------------------	----	--	----	---	-----	--------	--

連番	事業名	区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	復興支援員	継続	被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る復興支援員を設置する地方公共団体に対して、設置に係る費用を震災復興特別交付税により財政支援を行うもの。  (NPO は、復興支援員の募集・選考、事前説明、給与の支払い、活動後のサポート等の事務を受託することが可能であるが、復興支援員の委嘱は地方公共団体から直接隊員個人に対し行われるものである。)	—	—	※設置に係る費用を震災復興特別交付税により措置。	地方公共団体	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5394	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	被害者の視点を取り入れた教育の実施	継続	特定非営利活動法人いのちのミュージアムが主催する「生命のメッセージ展」を全国の刑務所及び少年院で開催し、被害者の苦しみを理解させ、真摯な謝罪に向けた動機付けを図るなど、被害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」を実施する（5 か年計画最終年次）。	11	—	—	国	法務省矯正局総務課 03-3580-4111 (内線 5658)	
2	刑務所出所者等の住居の確保（更生緊急保護等の委託）	継続	適当な住居のない刑務所出所者等について、保護観察所の長が更生保護事業を営む者等に委託して宿泊場所の供与等を実施する。	(5,022 の内数)	—	—	国	法務省保護局更生保護振興課 03-3580-4111 (内線 2635)	

府省庁名	外務省
------	-----

連番	事業名	区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	日本 NGO 連携無償資金協力	継続	日本の NGO が開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業及び緊急人道支援事業に外務省が資金協力するもの。	(無償資金協力 163,064 の内数)	3,420	上限額まで (1 億円)	NPO を含む NGO 等	外務省国際協力局民間援助連携室 03-5501-8361	
2	NGO 事業補助金	継続	日本の NGO が海外で実施する開発協力事業に関連し、プロジェクトの形成、プロジェクト後の評価、及び国内外における会議開催等の事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。	15	—	総事業費の 2 分の 1 以下(上限 200 万円)	NPO を含む NGO 等	外務省国際協力局民間援助連携室 03-5501-8361	
3	NGO 活動環境整備支援事業	継続	日本の NGO の組織体制・事業実施能力強化や専門性向上を目的として、 ①NGO 相談員 ②NGO 海外スタディ・プログラム ③NGO インターン・プログラム ④NGO 研究会 を行うもの。	98	—	①④全額 ②③上限あり(研修形態、研修先により異なる)	NPO を含む NGO 等	外務省国際協力局民間援助連携室 03-5501-8361	
4	邦人人道支援・開発協力関係者向け安全対策強化支援事業	新規	多発しているテロ事案を踏まえ、国際協力事業（人道支援・開発協力等）に携わる政府・NGO 等の邦人関係者の安全意識の向上及び実際のリスクへの対処法を学ぶ機会を提供するもの。	—	(24 の内数)	定額(海外で開催されるセミナーへの参加費用)	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）	外務省国際協力局緊急・人道支援課 03-5501-8242	

5	JICA 草の根技術協力事業	継続	日本の NGO 等が提案する現地住民の生活改善・生計向上に直接裨益することを目的とした技術協力事業を実施するもの。	(JICA 運営費 交付 150,296 の内数)	—	上限額まで(1 億円(新ハ- け-型)、 1,000 万 円(新支 援型)等)	NPO を含む NGO 等	JICA 国内事業 部市民参加推 進課 TEL: (03) 5226- 8789 E-mail: tatpp@ JICA. go. jp	
6	JICA NGO 等活動支援事業	継続	将来的な協働に向けて、日本の NGO 等に対し、団体の能力強化を目的とし、①JICA が企画する日本及び海外でのプロジェクト運営能力向上に資する研修(事業マネジメント等)、②各地域のニーズに応じた NGO 等からの提案型研修を行うもの。	(JICA 運営費 交付 150,296 の内数)	—	①— ②全額	①JICA ②NPO を含む NGO 等	JICA 国内事業 部市民参加推 進課 TEL: (03) 5226- 8789 E-mail: tatpp@ JICA. go. jp	
7	JICA 現地安全対策研修	新規	治安リスクの高い海外拠点において、現地滞在者向けの安全対策研修を実施し、幅広く国際協力事業関係者の安全意識を高めるとともに、有事の際の対応方法を学ぶ機会を提供するもの。	—	(平成 28 年度 JICA 補正予 算 6,401 の内 数)	—	JICA	JICA 安全管理 部安全企画課 TEL: (03) 5226- 8870 E-mail: JICAst @JICA. go. jp	
8	JICA 本邦安全対策研修	継続	昨今の世界的な治安情勢の変化を踏まえ、国際協力事業に関連する企業・団体・NGO 等に、①安全対策研修(座学) および②テロ対策実技訓練を実施するもの。(それぞれ、月 1 回を目安として実施)	(JICA 運営費 交付 150,296 の内数)	—	—	JICA	JICA 安全管理 部安全企画課 TEL: (03) 5226- 8870 E-mail: JICAst @JICA. go. jp	平成 28 年秋よ り、同年度当初予 算の一部を活用 し開始したもの。 平成 29 年度も継 続実施予定。

連番	事業名	区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	帰国・外国人児童生徒等 教育の推進支援事業 (うち、定住外国人の子 供の就学促進事業)	継続	就学に課題を抱える外国人の子供の、公立学校や外国 人学校への円滑な就学を図ることを目的として行 う、学校とのコーディネートや日本語・母語指導等 の取組を支援する。  本事業においては、実施主体の地方自治体から NPO 法人等に業務委託することが可能。	52	—	3 分の 1	地方公共団体、複 数の特別区又は市 町村を構成員とす る合同協議会	文部科学省大 臣官房国際課 03-5253-4111  (内 3222)	実施主体である 地方公共団体(都 道府県及び市区 町村)及び複数の 特別区又は市町 村を構成員とす る合同協議会が、 一部業務を NPO 法人等に委託可。
2	地域学校協働活動推進 事業	名称 変更	幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供 たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働 活動」を推進するため、地域と学校をつなぐコーデ ィネーターの配置や機能強化により、基盤となる「地 域学校協働本部」の整備を推進するとともに、学び によるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、 地域住民等による学習支援（地域未来塾）、外部人材 の活用による土曜教育の取組を通じて、社会全体の 教育力の向上及び地域の活性化を図る。	(6,435 の内 数)	(971 の内数) ※「放課後子供 教室一体型の 推進に係る設 備整備」のみ	3 分の 1 (28 年度 補正予 算につ いては 10 分の 10)	地方公共団体	文部科学省生 涯学習政策 局社会教育課 03-5253-4111  (内 3260)	実施主体である 地方公共団体(主 に市町村)が、一 部業務を子供た ちの学習・体験等 に関わる NPO 法 人等に委託可。 平成 29 年度よ り、「地域の豊か な社会資源を活 用した土曜日の 教育支援体制等 構築事業」を本事 業の一部として 再整理。

3	(独)国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金」	継続	(独)国立青少年教育振興機構において、未来を担う夢を持った子供の健全育成を進めるため、NPO法人等の民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への支援を行う。	(8,940の内数)	—	予算の範囲内で審査委員会が決定	NPO法人、公益法人などの青少年教育に関する事業を行う民間の団体	文部科学省生涯学習政策局青少年教育課 03-5253-4111 (内 2954)	
4	いじめ対策・不登校支援等推進事業	名称変更	いじめ問題をはじめ、暴力行為、不登校等の様々な課題を抱える子供への支援、子供の社会性や情動の発達と問題行動の関係等について、地方公共団体等に先進的調査研究を委託する。 【調査研究内容】 ①児童生徒の自殺を予防するためのプログラムに関する調査研究 ②子供の貧困等への対応の在り方に関する調査研究 ③長期宿泊体験に関する調査研究 ④脳科学・精神医学・心理学等と学校教育の連携の在り方に関する調査研究 ⑤スクールロイヤー活用に関する調査研究 ⑥スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究 ⑦学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究	179	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	地方公共団体、大学・民間企業等の調査・研究機関	文部科学省初等中等教育局児童生徒課 03-5253-4111 (内 3289)	NPO法人については、公募の対象となる事業(③、④、⑥、⑦の一部)の直接実施、若しくは、その地域の地方公共団体との連携強化の点から、事業を委託した地方公共団体からの再委託という形で事業を実施することは可能。
5	特別支援教育に関する実践研究充実事業	継続	障害のある児童生徒への教育支援活動を行うNPO等民間団体を対象に、発達障害児への学習支援等に課題とされている分野等に関する研究を委託し、その研究成果を普及する。	(30の内数)	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO法人、民間団体、大学等	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 03-5253-4111 (内 3255)	



6	多様な科学技術コミュニケーション活動の推進（うち、「未来共創イノベーション活動支援」プログラム）	継続	社会教育施設、研究機関、地方自治体、NPO 法人などの団体が実施する、社会の中で顕在化している問題への取組だけでなく、多様なステークホルダーによる共創を通じた潜在的な問題への取組を支援する。（「未来共創イノベーション活動支援」プログラム）	20	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、科学館、地方公共団体、NPO 法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構科学コミュニケーションセンター 03-5214-7493	「多様な科学技術コミュニケーション活動の推進」のうち、「ネットワーク形成型」プログラムについては平成28年度をもって終了。 なお、平成29年度予算額は運営費交付金中の推計額。
7	ジュニアドクター育成塾	新規	理数・情報分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象に、その能力等のさらなる伸長を図る特別な教育プログラムを提供する NPO 法人を含む団体等の取組を支援する。	100	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、高専、科学館、NPO 法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構理数学習推進部 048-226-5664	「次世代科学者育成プログラム」については、平成28年度をもって終了。 なお、平成29年度予算額は運営費交付金中の推計額。
8	女子中高生の理系進路選択支援プログラム	継続	科学技術分野で活躍する女性研究者等のロールモデル提示等により、女子中高生の理系進路選択を推進するため、NPO 法人を含む団体等が取り組む活動を支援する。	45	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、科学館、NPO 法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構理数学習推進部 048-226-5664	複数機関との共同実施体制の構築が必要。 なお、平成29年度予算額は運営費交付金中の推計額。
9	戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）	継続	自然科学に加え人文・社会科学の知見を活用し、広く社会の関与者の参画を得た研究開発により社会の具体的問題を解決し、成果の社会実装等を一層推進するため、NPO 法人を含む団体等の取組を支援する。	140	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、地方公共団体、NPO 法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター 03-5214-0132	平成29年度予算額は運営費交付金中の推計額。

10	スポーツ振興くじ助成	継続	(独)日本スポーツ振興センターが販売するスポーツ振興くじ(toto)の収益により、NPO法人を含むスポーツ団体及び地方公共団体が行う主に地域のスポーツ振興を目的とする事業に対して助成を実施する。	未定	—	<p>①地域スポーツ施設整備助成：3分の2～5分の4</p> <p>②総合型地域スポーツクラブ助成：10分の9</p> <p>③将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成：5分の4</p> <p>④スポーツ団体スポーツ活動助成：3分の2～10分の9</p>	NPO法人を含むスポーツ団体及び地方公共団体	スポーツ庁政策課 03-6734-3001	<p>平成28年度まで東日本大震災復旧・復興支援助成も実施していたが、平成24年度から平成28年度までの特例措置期間が満了したことにより、通常事業に移行。本事業は独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施。</p> <p>助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間。</p> <p>助成対象事業の募集は、当該事業年度の前年度11月頃に開始予定。</p> <p>助成内容は、各助成事業の必要性や助成財源の規模等により、毎年度見直される可能性あり。</p> <p>詳細は独立行政法人日本スポーツ振興センターのHP参照。</p>
----	------------	----	---	----	---	--	------------------------	--------------------------	--

11	スポーツ振興基金助成	継続	(独)日本スポーツ振興センターが運用するスポーツ振興基金(政府出資金と民間からの寄附金を原資)の運用益により、NPO 法人を含むスポーツ団体が行う主に競技力向上を目的とした強化活動、大会開催等のスポーツ活動に対して助成を実施する。	未定	—	3分の2	NPO 法人を含むスポーツ団体	スポーツ庁政策課 03-6734-3001	本事業は独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施。 助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間。 助成対象事業の募集は、当該事業年度の前年度11月頃に開始予定。 助成内容は、各助成事業の必要性や助成財源の規模等により、毎年度見直される可能性あり。 詳細は独立行政法人日本スポーツ振興センターのHP参照。
12	芸術文化振興基金による助成	継続	広く国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していける環境の醸成と基盤の強化を図るため、芸術家・芸術団体が行う芸術の創造普及を図るための活動、地域の文化振興を目的として行う活動、文化に関する団体が行う文化の振興普及を図るための活動等に対して支援する。	未定	—	募集案内に定める助成対象経費の2分の1以内、かつ、自己負担金の範囲内。	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 4796)	

13	舞台芸術創造活動活性化事業	継続	芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動への重点支援とともに、各分野の特性に配慮した創造活動の推進及び、その成果について国内外への発信を促し各芸術団体の芸術水準向上を図りつつ、より多くの国民に対し優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。	3,287	—	公演等の制作にかかる経費の一部 (申請金額の査定あり)。	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 2081)	
14	戦略的芸術文化創造推進事業	継続	「文化芸術立国プラン」を総合的に推進するため、国の文化芸術振興上、推進することが必要な優れた文化芸術活動について、国が要件を示して芸術団体等からの企画を選考・採択し、我が国の文化芸術の水準向上と鑑賞機会の充実を図る。	701	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 2081)	
15	芸術文化の世界への発信と新たな展開	継続	舞台芸術や現代アートなど我が国の優れた芸術文化を積極的に海外に発信するとともに、各分野における国際文化交流を推進することにより、我が国の芸術水準の飛躍的向上を図り、我が国における芸術文化の創造力と国際競争力を高め、「文化芸術立国」の推進に資する。	1,070	—	旅費等にかかる経費の一部 (申請金額の査定あり)。	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 2081)	
16	新進芸術家グローバル人材育成事業	継続	新進芸術家等が基礎や技術を磨いていくために必要な舞台などの実践の機会や、広い視野、広い見聞、広い分野に関する知識を身につける場を提供するとともにその基盤整備を図り、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな新進芸術家の育成等に資する。	(1,445の内数)	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 2081)	
17	文化芸術による子供の育成事業	継続	小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供する。また、小学校・中学校等において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。	5,223	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 2835)	

18	劇場・音楽堂等活性化事業	継続	我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、実演芸術の創造発信や専門の人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成等に対し総合的に支援する。	2,931	—	募集案内に定める助成対象経費の1/2以内、かつ、自己負担金の範囲内。又は、事業実施に係る経費の一部（申請金額の査定あり）。	地方公共団体、NPO法人等、法人格を有する者等	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 3163)	
19	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（うち、「地域日本語教育実践プログラム」等）	継続	日本に滞在する外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるように日本語教育の充実を図るため、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材の育成及び学習教材の作成を支援するとともに、各地の日本語教育の体制整備を推進する取組を支援する。	(151の内数)	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、地方公共団体、公益法人、NPO法人等	文化庁文化部 国語課 03-5253-4111 (内 2839)	
20	伝統文化親子教室事業	継続	子供たちが親と共に、民俗芸能・工芸技術・邦楽・日本舞踊・茶道・華道などの伝統文化・生活文化を体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行う。	1,238	—	定額補助（上限：1教室あたり50万円）	NPO法人を含む文化関係団体	文化庁文化財 部伝統文化課 03-5253-4111 (内 4786)	

21	伝統音楽普及促進支援事業	継続	伝統音楽の正しい知識、技能を指導者等に教授するため、実演家団体等が行う伝統音楽等の普及を促進する取組に対して支援を行う。	27	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人を含む伝統音楽関係団体	文化庁文化財部伝統文化課 03-5253-4111 (内 3104)	
22	NPO等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討事業	継続	空き家の増加や管理運営資金の不足、法令上の制約といった、文化財建造物の管理活用に係る様々な課題に関して、活用実践者の立場から考え得る実効性の高い打開策を「自立支援モデル」と呼び、これを委託事業により幅広く集めながら、今後の有効な対策を官民の協力により検討する。	11	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人、募集案内に定める要件を満たす社団法人、財団法人、任意団体等	文化庁文化財部参事官付 03-5253-4111 (内 2792)	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	被災者支援総合交付金 (仮設住宅の再編等に 係る子供の学習支援に よるコミュニティ復興 支援事業)	継続	震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供 を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援 等を実施することにより、被災地における子供の学 習環境の好転や仮設住宅内、また、仮設住宅とその 周辺地域とを結ぶコミュニティの復興促進を図る。	(20,006 の 内数)	—	定額	地方公共団体等	文部科学省生 涯学習政策 局社会教育課 03-5253-4111 (内 3286)	実施主体である地 方公共団体等が、一 部業務を NPO 法人 等に交付可。 平成 29 年度より復 興庁所管の「被災者 支援総合交付金」に 統合・メニュー化。
2	被災者支援総合交付金 (福島県の子供たちを 対象とする自然体験・交 流活動支援事業)	継続	福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体 等が実施する自然体験活動や県内外の子供たちとの 交流活動を支援する。	(20,006 の 内数)	—	10 分の 9	福島県	文部科学省生 涯学習政策 局青少年教育 課 03-5253-4111 (内 2056)	
3	緊急スクールカウンセ ラー等活用事業	継続	被災した幼児児童生徒・教職員の心のケアや、教職 員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興 支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対 応するため、地方公共団体等に対し、スクールカウ ンセラー等を活用する経費を全額国庫補助で支援す る。	2,701	—	10 分の 10	地方公共団体等	文部科学省初 等中等教育 局児童生徒課 03-5253-4111 (内 2905)	NPO 等民間事業者 については、被災地 方公共団体との連 携強化の観点から、 被災地方公共団体 からの委託という 形で事業を実施す ることが可能。

連番	事業名	区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	がん検診従事者研修事業	継続	胃内視鏡検査を実施する医師に対して、安全管理体制の整備に係る研修を実施する。	(56 の内数)	—	1/2	都道府県 公益法人 一般社団法人 一般財団法人 NPO 法人等	厚生労働省健康局がん・疾病対策課 03-5253-1111 (内線 4604)	
2	地域の健康増進活動支援事業	継続	健康づくり活動に取り組む民間団体の、健康づくりの牽引役となる人材の育成やボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく取組について、補助金を交付する。	77	—	定額 (10/10)	NPO 法人等	厚生労働省健康局健康課 03-5253-1111 (内線 2971)	
3	HIV 感染者等の NGO 等への支援事業	継続	HIV 感染者等で構成される NPO・NGO 等による活動を支援し、効果的で当事者性のある HIV 感染予防の普及啓発や患者支援を図る。	(133 の内数)	—	定額 (10/10)	NPO 法人等	厚生労働省健康局結核感染症課 03-5253-1111 (内線 2358)	
4	雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施	継続	障害者就業・生活支援センターが、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保険、福祉、教育等の地域の関係機関と連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う。	(8,022 の内数)	(7,537 の内数)	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 都道府県 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人 一般社団法人 一般財団法人 医療法人 等	厚生労働省職業安定局 障害者雇用対策課地域就労支援室 03-5253-1111 (内線 5832)	



5	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進	継続	都道府県等が行う公共職業訓練（離職者に対する訓練）について、公共職業能力開発施設で行うほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施する。	(38,425の内数)	—	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 都道府県及び横浜市 <委託先> 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 NPO 法人等	厚生労働省職業能力開発局 能力開発課 03-5253-1111 (内線 5924)	
6	障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施	継続	民間教育訓練機関等多様な委託先を活用することにより、個々の障害者の態様に対応した委託訓練を実施する。	(1,665の内数)	—	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 都道府県 <委託先> 民間企業 社会福祉法人 NPO 法人等	厚生労働省職業能力開発局 能力開発課 03-5253-1111 (内線 5924)	
7	求職者支援制度	継続	民間教育訓練機関等を活用して、雇用保険を受給できない求職者に対して、就職に必要な技能と知識の向上を図る訓練を実施する。	(24,169の内数)	—	訓練の受講者1人につき月5万～7万円	<実施主体> 国 (都道府県労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構) <委託先> 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 NPO 法人等	厚生労働省職業能力開発局 能力開発課 03-5253-1111 (内線 5924)	
8	若者職業的自立支援推進事業	継続	「地域若者サポートステーション」において、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援等を実施する。	(3,816の内数)	—	10/10	<実施主体> 国 <委託先> 民間企業 NPO 法人等	厚生労働省職業能力開発局 キャリア形成支援課 03-5253-1111 (内線 5969)	

9	保育対策総合支援事業費補助金 (うち、①保育士・保育園支援センター設置運営事業、②若手保育士や保育事業者への巡回支援事業)	継続	①潜在保育士への就職支援、保育園に勤務する保育士等への相談支援、保育園の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育園支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。 ②保育園等に勤務する経験年数の少ない保育士や保育事業者を対象とした巡回支援に要する費用の一部を補助する。	(39,483の内数)	—	1/2	<実施主体> ①都道府県指定都市 中核市 ②都道府県市区町村 <委託先> NPO 法人等	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 03-5253-1111 (内線 7958)	
10	保育対策総合支援事業費補助金(うち、①認可化移行調査費等支援事業、②認可化移行改修費等支援事業、③認可化移行移転費等支援事業)	継続	認可保育園等に移行するために、①障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成及び見直しに必要な経費の補助、②移行を希望する施設に対し、設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部の補助、③立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用の一部の補助を行う。	(39,483の内数)	—	①③ 1/2 ② 1/2※待機児童解消加速化プランに参加する場合 2/3	<実施主体> ①都道府県、市区町村 ②③市区町村 <補助先> NPO 法人等	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 03-5253-1111 (内線 7833)	
11	保育対策総合支援事業費補助金(うち、①賃貸物件による保育園改修費等支援事業、②小規模保育改修費等支援事業、③家庭的保育改修費等支援事業)	継続	①、②賃貸物件による保育園及び小規模保育事業所を設置するために必要な改修費等の一部を補助する。 ③居宅や賃貸アパート等において家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修費等の一部を補助する。	(39,483の内数)	—	1/2 ※待機児童解消加速化プランに参加する場合 2/3	<実施主体> 市区町村 <補助先> NPO 法人等	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 03-5253-1111 (内線 7833)	

12	<p>保育対策総合支援事業費補助金（うち、①保育環境改善等事業、②民有地マッチング事業、③家庭支援推進保育事業、④保育園設置促進事業、⑤都市部における保育園への賃借料支援事業、⑥保育利用支援事業（入園予約制）、⑦サテライト型小規模保育事業、⑧医療的ケア児保育支援モデル事業）</p>	継続	<p>①保育園等において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児・病後児保育（体調不良児対応型）の設備の整備等に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>②地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>③家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数（40%以上）受け入れている保育園に対して保育士の加配を行う。</p> <p>④保育園等の整備にあたり、土地の確保が困難な都市部等での保育園等の整備を促進するため、土地借料の一部を補助する。</p> <p>⑤賃借料が局地的に実勢と乖離している地域の保育園について、公定価格における賃借料加算との乖離分を補助する。</p> <p>⑥保護者が育児休業取得後に保育の提供を受けることができるよう予約制の仕組みを設ける際に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>⑦小規模保育事業などを利用する子どもの3歳到達時における保育園等への円滑な接続を図るため、保育園等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用の一部を補助する。</p> <p>⑧医療的ケアを必要とする障害児が、保育園等の利用を希望する場合の受入体制整備を行うために必要な経費の一部を補助する。</p>	(39,483の内数)	—	<p>① 1/2、1/3</p> <p>②③④⑤⑥</p> <p>⑦⑧ 1/2</p>	<p>&lt;実施主体&gt;</p> <p>①市区町村、保育園等を経営する者</p> <p>②都道府県、市区町村、都道府県等が認めた者</p> <p>③④⑤⑥⑦市区町村</p> <p>⑧都道府県、市区町村</p> <p>&lt;委託・補助先&gt;</p> <p>NPO 法人等</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課</p> <p>03-5253-1111</p> <p>（内線 7833、7929）</p>	
----	---	----	--	-------------	---	---	--	---	--

13	保育園等整備交付金	継続	施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一部を補助する。	(56,403の内数)	(42,691の内数)	定額（1/2相当） ※待機児童解消加速化プランに参加する場合は定額（2/3相当）	<実施主体> 市区町村 <設置主体> 市区町村が認めた者（NPO法人等）	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 03-5253-1111 (内線 7846)	
14	保育対策総合支援事業費補助金（うち、 ①保育園等の事故防止の取組強化事業、 ②保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業、 ③認可外保育施設の衛生・安全対策事業、 ④広域的保育園等利用事業）	継続	①事故防止の知識の確保等に必要研修の実施及び重大事故が発生しやすい場面等に関する巡回支援指導を行うために必要な費用の一部を補助する。 ②認可外の施設・事業者による各届出・報告、当該届出・報告情報のデータベース化等に係るシステムを構築するための費用の一部を補助する。 ③認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施するための費用の一部を補助する。 ④こども送迎センターから保育園等又は保育園等から屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を実施するための費用の一部を補助する。	(39,483の内数)	—	①1/2 ②3/4 ③1/3 ④1/2	<実施主体> ①② 都道府県、市町村 ③④ 市町村  <委託先> NPO法人等	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 03-5253-1111 (内線 7947)	
15	母子家庭等対策総合支援事業費補助金（うち、 子どもの生活・学習支援事業）	継続	放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもたちの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行う事業。	(11,429の内数)	0	1/2	<実施主体> 都道府県、市町村 <委託先> NPO法人等	厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室 03-5253-1111 (内線 7892)	資料 33 項

16	次世代育成支援対策施設整備交付金 (うち、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所に係る施設整備事業)	新規	児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所の施設整備(創設、増築、増改築等)に係る経費の一部を補助する。	(6,590の内数)	—	定額(1/2相当)	<実施主体> 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 <委託先> 社会福祉法人 公益社団法人 公益財団法人 NPO法人等	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 03-5253-1111 (内線 7824)	
17	地域生活定着促進事業	継続	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援するため、各都道府県に「地域生活定着支援センター」を設置し、保護観察所と協働して福祉サービスにつなげるための準備を進める。	(29,275の内数)	—	定額	<実施主体> 都道府県 <委託先> NPO法人等	厚生労働省社会・援護局総務課 03-5253-1111 (内線 2816)	
18	社会的な居場所づくり支援事業	継続	被保護者の自立支援を推進するために、企業、NPO、市民等と行政との協働により、被保護者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。	(29,275の内数)	—	3/4	<実施主体> 都道府県市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO法人等	厚生労働省社会・援護局保護課 03-5253-1111 (内線 2833)	
19	居住の安定確保支援事業	継続	被保護者の安定した地域生活の継続を図ることを目的に、賃貸住宅等への入居希望者や入居者を対象に、家賃の代理納付の活用等の入居に関する支援や見守り等の日常生活支援を実施する事業	(29,275の内数)	—	3/4	<実施主体> 都道府県市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO法人等	厚生労働省社会・援護局保護課 03-5253-1111 (内線 2833)	

20	社会福祉振興助成事業	継続	政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健康やかに安心して生活できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対して助成を行う。	608	—	定額	<実施主体> (独)福祉医療機構 <助成先> NPO 法人等	厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課 03-5253-1111 (内線 2866)	
21	社会福祉推進事業	継続	地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組に対する支援を通じて、社会福祉事業の発展改善等に寄与することを目的として実施する。	(29,275の内数)	—	定額	<実施主体> 採択された法人 (NPO 法人含む)	厚生労働省社会・援護局 総務課 03-5253-1111 (内線 2891)	
22	被保護者就労支援事業	継続	被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施する。	(21,772の内数)	—	3/4	<実施主体> 都道府県市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	厚生労働省社会・援護局 保護課 03-5253-1111 (内線 2833)	
23	被保護者就労準備支援事業	継続	就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。	(29,275の内数)	—	2/3	<実施主体> 都道府県市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	厚生労働省社会・援護局 保護課 03-5253-1111 (内線 2833)	

24	ひきこもり対策推進事業	継続	ひきこもりの状態にある本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備し、また、ひきこもりサポーターを養成・派遣することで、地域におけるひきこもり対策の総合的な支援体制を確保する取組を推進し、ひきこもり本人の自立の推進、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	(29, 275 の内数)	—	1/2	<実施主体> 都道府県 指定都市 市区町村 <委託先> NPO 法人等	厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2859)	
25	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	継続	地域における福祉ニーズを踏まえ、地域住民相互の支え合いによる要支援者への見守り、生活支援といった共助の取組の基盤づくりを支援する。	(29, 275 の内数)	—	1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2859)	
26	生活困窮者自立支援制度	継続	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、包括的な相談支援、就労支援等を行い、その自立を促進する。 ① 自立相談支援事業 ② 住居確保給付金 ③ 就労準備支援事業 ④ 一時生活支援事業 ⑤ 家計相談支援事業 ⑥ 学習支援事業 ⑦ その他事業	(①、②について 21, 772 の内数) (③～⑦について 29, 275 の内数)	—	①、② 3/4 ③、④ 2/3 ⑤～⑦ 1/2	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2879)	
27	樺太等残留邦人集団一時帰国事業	継続	樺太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行うとともに、樺太等残留邦人の永住帰国に関する意向及び永住帰国時期の調査等を行い、帰国希望者が円滑に帰国できるよう支援する。	34	—	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 国 <委託先> NPO 法人等	厚生労働省社会・援護局 援護企画課 中国残留邦人等支援室 03-5253-1111 (内線 3465)	

28	中国残留邦人等地域生活支援事業	継続	地方自治体が実施主体となり、中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、身近な地域での日本語教育支援事業等の地域支援を促進する。	(11,007の内数)	—	10/10	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	厚生労働省社会・援護局 援護企画課 中国残留邦人等支援室 03-5253-1111 (内線 3463)	
29	地域生活支援推進事業	継続	全国7ヶ所に設置している中国帰国者支援・交流センターで、より一層、地域に定着した中国残留邦人等への支援が行われるよう、地域で活動するNPO法人等との連携を推進し、活動を援助する。	(8の内数)	—	10/10 ※委託費の 上限額内で 交付	<実施主体> 中国帰国者支援・ 交流センター <委託先> NPO 法人等	厚生労働省社会・援護局 援護企画課 中国残留邦人等支援室 03-5253-1111 (内線 3463)	
30	障害者就業・生活支援センター事業 (生活支援等事業)	継続	就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問などによる生活面の支援などを実施する。	(792の内数)	—	1/2	<実施主体> 都道府県 <委託先> 都道府県知事が指定したNPO法人等	厚生労働省障害保健福祉部 障害福祉課 03-5253-1111 (内線 3044)	
31	就労移行等連携調整事業	継続	特別支援学校の卒業生等について、適切なアセスメントを行うとともに、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、能力に応じた就労の場への移行を支援する。	(24の内数)	—	1/2	<実施主体> 都道府県 <委託先> 都道府県知事が指定したNPO法人等	厚生労働省障害保健福祉部 障害福祉課 03-5253-1111 (内線 3044)	



32	工賃向上計画支援事業	継続	就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃の向上に向け、 ①コンサルタントによる経営支援や専門家による技術支援 ②共同受注窓口の情報提供体制の整備等の取組 ③農福連携による障害者の就農促進 ④在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業を実施する。	(309の内数)	—	①④1/2 ②③10/10	①②③ <実施主体> 都道府県 <委託先> 都道府県知事が指定したNPO法人等 ④ <実施主体> 都道府県 <補助先> 都道府県知事が指定したNPO法人等	厚生労働省障害保健福祉部 障害福祉課 03-5253-1111 (内線 3044)	
33	社会福祉施設等施設整備費補助金	継続	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。	(7,100の内数)	(11,800の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 指定都市 中核市 <委託先> 社会福祉法人 医療法人 公益社団法人 NPO法人等	厚生労働省障害保健福祉部 障害福祉課 03-5253-1111 (内線 3035)	
34	自殺防止対策事業	継続	自殺防止対策に取り組む民間ボランティア団体の活動に対し、財政支援する。	(2,500の内数)	—	定額	<実施主体> NPO法人等	厚生労働省障害保健福祉部 企画課自殺対策推進室 03-5253-1111 (内線 3069)	「自殺防止対策事業」は29年度から「地域自殺対策強化交付金」に統合。

35	地域支援事業交付金	継続	<p>要支援・要介護状態になる前から介護予防サービスを提供し、効果的な介護予防システムを確立するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業等を行う地域支援事業に対し交付金を交付する。</p> <p>①介護予防・日常生活支援総合事業（平成29年度までに段階的に実施）</p> <p>②包括的支援事業</p> <p>③任意事業</p>	(156,930の内数)	—	<p>① 25/100</p> <p>②、③ 39/100</p>	<p>&lt;実施主体&gt; 市町村</p> <p>&lt;委託先&gt; NPO法人等</p>	<p>厚生労働省老健局振興課</p> <p>03-5253-1111 (内線 3937)</p>	
36	民間事業者と協働で行う地域福祉・健康づくり事業	新規	<p>民間事業者が創意工夫ある取組を行う際の資金調達手段の1つであるソーシャル・インパクト・ボンドについて、健康・福祉分野において3か年のモデル事業を実施し、手法の有効性や課題検証等を行う。</p>	73	—	—	NPO法人等	<p>厚生労働省政策統括官（総合政策担当）（社会保障担当参事官室）</p> <p>03-5253-1111 (内線 7695)</p>	

# 子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)

## 現状と課題

- ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。
- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

## 対応

※平成28年度から実施

- 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図る自治体の取組を支援する。
- 自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館や民家等において、事業を実施する。

## <イメージ>

地域の支援スタッフ  
(学生・教員OB等)



<実施場所>  
児童館、公民館、民家等



## <支援の内容(例)>

学習支援    遊び等の諸活動    調理実習    食事の提供



※食材の確保は地域の協力を得る

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を補助。

連番	事業名	区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	原子力災害対応雇用支援事業	継続	福島県及び同県内の市町村に対し資金を交付することにより、震災等の影響による失業者の一時的な雇用機会を創出する。	(1,871 の 内数)	—	福島県及び同県内の市町村から委託費として支給	<実施主体> 福島県及び同県内の市町村 <委託先> 民間企業 NPO 法人等	厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課地域雇用対策室 03-5253-1111 (内線 5794)	
2	被災者見守り・相談支援事業（被災者支援総合交付金）	継続	東日本大震災の被災者が、現に居住する地域において、安心して日常生活を営むことができるよう、被災者の心のケアや孤立防止のための見守り支援を行うとともに、これに併せて日常生活上の相談支援などの孤立防止等のために必要となる支援を一体的に提供する体制の構築を図る。	(20,006 の 内数)	—	10/10	<実施主体> 岩手県、宮城県、福島県及び管内市町村 <委託先> NPO 法人等	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2859)	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	農林水産政策科学研究 委託事業	継続	外部の研究者の幅広い知見を活用することが適切 と考えられる政策研究課題について、公募により相 手方を選定して研究を実施。	53	—	委託費	（公募） 大学、民間団体、 NPO 法人等	農林水産政策研究 所 政策研究調整官 03-6737-9046	
2	海外農業・貿易投資環境 調査分析事業	新規	農林水産物・食品の輸出拡大や食産業の海外展開の 促進に向け、官民協議会や二国間政策対話等に加え、 諸外国の制度・投資環境等の調査・分析や、民間 企業等の新たな事業展開に係る支援を実施する。	354	—	委託費	民間団体、民間企 業、NPO 法人等	農林水産省 大臣官房国際部 海外投資・協力グ ループ 03-3502-5914	
3	中南米日系農業者連携 交流委託事業	継続	中南米 4 カ国の日系農業者団体間の連携強化や技 術研修及び農業ビジネス創出に向けた交流の実施 により、我が国の食産業の展開等に資する関係の発 展を図る。	42	—	委託費	民間団体、民間企 業、NPO 法人等	農林水産省 大臣官房国際部 海外投資・協力グ ループ 03-3502-5914	
4	アフリカにおけるフー ドバリューチェーン構 築のための能力強化事 業	継続	アフリカにおいて、フードバリューチェーン構築に 取り組む人材を育成するため、研修やセミナーを実 施する。	20	—	委託費	民間団体、民間企 業、NPO 法人等	農林水産省 大臣官房国際部 海外投資・協力グ ループ 03-3502-8058	
5	アフリカへの食産業の 展開のための国際機関 との連携促進事業	継続	民間企業の技術やノウハウを活用してアフリカの 農業・農村開発や食産業展開を進めるため、我が国 企業と国際機関との連携の手法や効果を分かりや すく提示するモデルを確立する。	11	—	委託費	民間団体、民間企 業、NPO 法人等	農林水産省 大臣官房国際部 海外投資・協力グ ループ 03-3502-5914	

6	アジア食料生産力・付加価値向上人材育成事業	継続	アジアの開発途上国の農業青年を我が国の農家で長期間ホームステイさせ、農業技術・付加価値向上手法等の研修や交流活動を実施することにより、フードバリューチェーン構築等に資する地域の農業リーダー育成を支援する。	21	—	定額	民間団体、民間企業、NPO 法人等	農林水産省 大臣官房国際部 海外投資・協カグループ 03-3592-0313	
7	アフリカにおける地産地消（Chisan-Chisho）活動普及検討調査事業	継続	アフリカの小規模農家が、自らの手で農産物の加工等や消費者ニーズを踏まえた販売を行う中で、アフリカに合った地産地消モデルの実証調査を行い、自給的農業から商業的農業への移行を支援する。	24	—	定額	民間団体、民間企業、NPO 法人等	農林水産省 大臣官房国際部 海外投資・協カグループ 03-3502-8058	
8	ベトナム及びミャンマーにおける農業生産性・品質向上のための技術指導	新規	ベトナム及びミャンマーにおいて、我が国の民間企業等が有する知見や技術を活用し、農産物の生産段階における技術指導等を実施する。	20	—	定額	民間団体、民間企業、NPO 法人等	農林水産省 大臣官房国際部 海外投資・協カグループ 03-3501-7402	
9	農場生産衛生強化推進事業	継続	農場 HACCP の導入や認証取得を促進する農場指導員を増強するため、養成カリキュラムの検討・充実や養成研修を実施。	9	—	定額	民間団体、民間企業、NPO 法人など	農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 03-3502-8292	
10	地域の魅力再発見食育推進事業	新規	第3次食育推進基本計画のうち食文化継承等の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、共食機会の提供、食品ロスの削減、農林漁業体験機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援。	280	—	1/2 以内	都道府県、市町村、民間団体など	農林水産省 食料産業局 食文化・市場開拓課 03-3502-5723	
11	食品産業グローバル展開推進事業	名称変更	「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、日本の「食文化・食産業」の海外展開を促進するため、海外進出・現地展開のための人材育成・活用、国内外の連携先開拓を支援	60	—	定額	（公募） 民間企業、NPO 法人など	農林水産省 食料産業局 輸出促進課 03-6744-1502	平成28年度事業名：食品産業グローバル展開インフラ整備事業

12	6次産業化サポート事業	継続	6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援。	379	—	定額	(公募) 民間企業、NPO法人など	農林水産省 食料産業局 産業連携課 03-6744-2063	
13	地理的表示保護制度活用総合推進事業	名称 変更	地理的表示(GI)の登録申請を支援する窓口の設置や申請に必要な調査に対する補助、GIに関するシンポジウムや展示会等の開催による制度の普及啓発、国内外へ向けたGI製品についての情報発信、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を実施。	(174の内数)	—	定額 1/2以内	(公募) 民間企業、NPO法人など	農林水産省 食料産業局 知的財産課 03-6738-6317	平成28年度事業名：地理的表示等活用総合対策事業
14	食品リサイクル促進等総合対策事業	継続	製造業者・卸売業者・小売業者等による食品ロス削減のための取組やリサイクルが低迷している小売業・外食産業における食品廃棄物等の再生利用の取組等を支援。	78	—	定額、 1/2以内	(公募) 民間企業、NPO法人など	農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 03-6744-2066	
15	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	継続	農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー事業の取組について、事業構想から運転開始に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援。	96	—	定額	(公募) 地方公共団体、民間団体、NPO法人など	農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 03-6744-1508	
16	食品の品質管理体制強化対策事業	継続	日本産食品の安全と国際的な信頼の向上を図るため、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCPの導入促進に係る取組を支援。	169	—	定額	(公募) 民間企業、NPO法人など	農林水産省 食料産業局 食品製造課 03-3502-5743	
17	オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業	継続	オーガニック・エコ農産物の国内シェアを拡大するため、生産者と実需者の連携を促進し円滑なビジネス環境を整えるとともに、新規就農・転換者の定着・拡大や地域の生産供給拠点を構築するための取組を支援	(99の内数)	—	定額	民間団体、NPO法人等	農林水産省 生産局 農業環境対策課 03-6744-2114	

18	農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営確立支援事業	名称 変更	・就農希望者の自らの就業適性の把握や農業法人等とのミスマッチ解消に向けて農業法人等での就業体験を支援 ・就農希望者の円滑な就農を支援するために、地方自治体や農業法人等が一堂に会して、就農相談や求人説明、新規就農に関するセミナー等を行う就農相談会を支援	(673の内数)	—	定額	(公募)民間団体、NPO法人など	農林水産省 経営局 就農・女性課 03-3501-1962	平成28年度事業名：新規就農・経営継承総合支援事業のうち新規就農者育成支援事業
19	農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営確立支援事業	名称 変更	優れた経営感覚を備えた農業者の育成支援と新規就農者の裾野拡大のため、農業高校生等の若者の就農意欲を喚起する取組、経営力や技術力の習得を図る農業教育機関等のレベルアップのための取組、農業者が営農しながら経営ノウハウを学べる農業経営塾の創出の取組を支援	(673の内数)	—	定額、 1/2	都道府県、市町村、NPO法人など	農林水産省 経営局 就農・女性課 03-3501-1962	平成28年度事業名：新規就農・経営継承総合支援事業のうち新規就農者育成支援事業
20	農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営塾運営支援事業	終了	優れた経営感覚を備えた農業者の育成のため、地域における農業経営塾の開講準備を支援	—	150	定額、 1/2	都道府県、NPO法人など	農林水産省 経営局 就農・女性課 03-3501-1962	
21	輝く女性農業経営者育成事業	継続	次世代のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成及び農業で新たなチャレンジを行う女性の経営発展を支援し、女性の活躍を発信	100	—	定額	(公募)民間団体	農林水産省 経営局 就農・女性課 女性活躍推進室 03-3501-1962	
22	荒廃農地等利活用促進交付金	名称 変更	荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等整備を総合的に支援	(231の内数)	—	定額、 1/2、 55%等	農業者、農業者の組織する団体、農業参入法人、農地中間管理機構、NPO法人等	農林水産省 農村振興局 地域振興課 03-6744-2665	平成28年度事業名：耕作放棄地再生利用緊急対策交付金



23	農山漁村振興交付金のうち都市農村共生・対流及び地域活性化対策	継続	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくり、地域の自立及び発展に資するための実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組、福祉農園等の整備や福祉と連携した農業活動等の取組を支援	(1,447の内数)	—	定額、 1/2	(公募) 地域協議会、 民間団体、 NPO 法人等	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 03-3502-5946	
24	農山漁村振興交付金のうち農泊推進対策	新規	「農泊」をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組、優良地域の国内外へのプロモーション等の取組を支援	(5,000の内数)	—	定額、 1/2	(公募) 地域協議会、 民間団体、 NPO 法人等	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 03-3502-5946	
25	都市農業機能発揮対策事業	継続	都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市農業の意義の周知のほか、災害時の避難地としての農地の活用、都市農地の周辺環境対策等を支援	(160の内数)	—	定額	(公募) 民間団体、NPO 法人、 地域協議会等	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 都市農業室 03-3502-0033	
26	新たな木材需要創出総合プロジェクト	継続	木材利用が低位な都市部の建築物等における木質化を推進するためのCLT等の製品・技術の開発・普及や、建築物・木製品・木質バイオマスなど様々な分野での地域材利用の拡大により、新たな木材需要を創出するとともに、これらの需要に応えうる地域材の安定的・効率的な供給体制を構築する。	(1,218の内数)	—	定額、 1/2、 3/10	民間団体等	農林水産省 林野庁 木材利用課 03-6744-2120	
27	森林環境保全直接支援事業	継続	施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、鳥獣被害対策等を支援	23,194	15,506	3/10等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
28	環境林整備事業	継続	森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、公的主体が森林所有者との協定に基づいて行う、広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業や鳥獣被害対策等を支援	3,200	1,002	3/10等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	

29	農業用水保全の森づくり事業	継続	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援	(101,650の内数)	—	3/10等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
30	漁場保全の森づくり事業	継続	森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援	(101,650の内数)	—	3/10等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
31	絆の森整備事業	継続	市民グループ(特定非営利活動法人等)等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援	(101,650の内数)	—	3/10等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
32	花粉発生源対策促進事業	継続	花粉症対策苗木に対する需要の喚起を図るため、スギ人工林等の花粉発生源となっている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽に必要な経費の一部を支援	(101,650の内数)	—	3/10等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
33	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	継続	里山林の保全などの日常的な管理活動、森林資源を利活用する活動等を、市町村等の協力を得て支援	1,685	—	定額、 1/2以内等	地域協議会(地域協議会から保全活動を行う活動組織(NPO法人も活動することが可能)に対し、交付金を交付)	農林水産省 林野庁 森林利用課 03-3502-0048	
34	新規漁業就業者総合支援事業	新規	希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、漁業学校等で学ぶ若者に対する資金の支援や、就業相談会等の開催、漁業現場での長期研修等を支援	927	—	定額	(公募)民間団体	農林水産省 水産庁漁政部 企画課 03-6744-2340	

35	安全な漁業労働環境確保事業	継続	漁船の労働環境の改善や海難の未然防止等について知識を有する「安全推進員」の養成や、遊漁船業者への安全講習会の実施を支援	15	—	定額	(公募)民間団体	農林水産省 水産庁漁政部 企画課 03-6744-2340	
36	有害生物漁業被害防止総合対策事業	継続	漁業経営に深刻な影響を及ぼすトド、大型クラゲ等の広域に出現する有害生物に対する漁業被害防止対策の効果的・効率的な実施を総合的に支援	491	—	定額、 1/2	(公募)民間団体	農林水産省 水産庁増殖推進部 漁場資源課 03-3502-8487	
37	内水面漁業振興対策事業	継続	地域間の広域的な連携による推進体制の下でのカワウ・外来魚の調査、駆除、被害防止対策等の取組やウナギ資源の増殖の取組を支援	400	—	定額、 3/4、 1/2	(公募)民間団体等	農林水産省 水産庁増殖推進部 栽培養殖課 03-3502-8489	
38	水産多面的機能発揮対策事業	継続	水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮のため、漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する活動に対し支援	(2,800の内数)	—	定額 1/2以内	地域協議会(地域協議会から保全活動等行う活動組織(NPO法人も構成員となることが可能)に対し、交付金を交付)	農林水産省 水産庁漁港漁場整備部 計画課 03-3501-3082	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	森林環境保全直接支援事業	継続	施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、鳥獣被害対策等を支援	2,628	—	3/10 等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等	農林水産省 林野庁整備課 03-3502-8065	
2	漁業復興担い手確保支援事業	継続	被災地域における漁業関係の雇用機会を通じた若青年漁業者の技術習得の支援や新規就業希望者の就業支援等により、復興に必要な担い手の確保・育成を支援	202	—	定額	(公募) 民間団体	農林水産省 水産庁企画課 03-6744-2340	

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	地域未来投資促進事業 (商店街・まちなか集客 力向上支援事業)	新規	商店街等における外国人観光客の消費需要を取り込むための環境整備や高いセキュリティを有する IC 型ポイントカードの導入、中心市街地における外国人観光客の消費需要を取り込むための施設整備やそれと一体的に行う環境整備などの取組に対して支援を行う。	—	1,498	2/3 以下	民間事業者	経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 03-3501-3754 各経済産業局担当 課室	
						2/3 以下	商店街組織、又は商店街組織と民間事業者の連携体	中小企業庁 商業課 03-3501-1929 各経済産業局担当 課室	
2	地域・まちなか商業活性化支援事業	継続	商店街等における子育て・高齢者支援サービスの提供や空き店舗への店舗誘致、中心市街地における複合商業施設の整備などの取組に対して支援を行う。	1,782	—	2/3 以下	民間事業者	経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 03-3501-3754 各経済産業局担当 課室	
						2/3 以下	商店街組織、又は商店街組織と民間事業者の連携体	中小企業庁 商業課 03-3501-1929 各経済産業局担当 課室	

3	ふるさと名物応援事業 (小売業者等連携支援事業)	継続	海外市場への展開を狙った地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う商品開発等に取り組む事業者に対して、一般社団法人等が行う消費者嗜好に関する情報提供、マッチング支援などの取組を補助する。	(1,350の内数)	—	2/3以下	小売業・サービス業を営む法人及び小売業・サービス業者とネットワークを有する法人 (特定非営利活動法人含む)等	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	
4	ふるさと名物応援事業 (低未利用資源活用等農工商等連携支援事業 (連携体構築支援型))	継続	中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業に関する指導、助言その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に要する費用を補助する。	(1,350の内数)	—	2/3以下	一般社団法人・一般財団法人・特定非営利活動法人	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	
5	ふるさと名物応援事業 (JAPANブランド育成支援事業)	継続	中小企業・小規模事業者の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業・小規模事業者が連携し、自らの持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外展示会出展等の取組に対する費用を補助する。	(1,350の内数)	—	定額、 2/3	商工会・商工会議所・組合・特定非営利活動法人等	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	
6	創業・事業承継支援事業 (創業・事業承継補助金)	名称 変更	創業に要する経費の一部を補助し、地域の活性化を促す。また、事業承継を契機として、経営革新等に取り組む中小企業、事業転換に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要経費を支援する。	(1,103の内数)	—	2/3以下	個人、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、組合、特定非営利活動法人	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	平成28年度 地域創業促進支援事業(創業・第二創業補助金)

7	創業・事業承継支援事業 (創業支援事業者補助金)	名称 変更	産業競争力強化法における特定創業支援事業を行う 創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき 行う創業支援（の取組を補助する。	(1,103の 内数)	—	2/3	株式会社、協同組 織金融機関、一般 社団法人、一般財 団法人、商工会・ 商工会議所、特定 非営利活動法人 等	中小企業庁 経営支援部創 業・新事業促進 課 03-3501-1767	平成28年度 地域創業促進支 援事業(創業支援 事業者補助金)
---	-----------------------------	----------	--	----------------	---	-----	--	---	--

連番	事業名	区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	継続	市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、民間まちづくり活動における先進団体が実施するこれから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する「普及啓発事業」や、民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定に基づく「社会実験・実証事業等」に対して補助を行う。	(92 の内数)	-	【普及啓発事業】 定額補助 [直接補助]  【社会実験・実証事業等】 (1) 1/2 以内 [直接補助] (※地方公共団体の負担額以内) (2) 1/3 以内 [間接補助] (※地方公共団体の負担額以内)	【普及啓発事業】 都市再生推進法人、法定協議会、地方公共団体、大学又は民間事業者等（NPOを含む）  【社会実験・実証事業等】 (1) 都市再生推進法人又は法定協議会（NPOを含む） (2) 民間事業者等（NPOを含む） ※地方公共団体への間接補助	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111 (内線 32575)	



2	都市再開発支援事業	継続	地区再生計画作成費、コーディネート業務に要する費用及びまちづくり NPO等が行う街区整備計画案作成費等に対して補助を行う。	※1	-	1/3等 [間接補助]	地方公共団体、再開発準備組織、まちづくりNPO等	国土交通省 都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32745)	
3	都市再生整備計画事業	継続	市町村が作成した都市再生整備計画に位置付けられたハード事業（道路、公園、地域交流センター等）からソフト事業（まちづくり活動支援等）まで、NPO等が行う事業にも幅広く活用できる交付金を交付する。	※1	※1	補助基本額を2/3とし概ね4割等 [間接補助]	市町村、NPO等	国土交通省 都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32763)	
4	都市機能立地支援事業	継続	まちの拠点となるエリアへ医療施設・教育文化施設等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図る。 都市機能を整備する民間事業者等(NPOを含む)に対して補助を行う。	(1,384の内数)	-	補助基本額を2/3とし補助率1/2等 [直接補助]	民間事業者等(NPOを含む)	国土交通省 都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32763) 住宅局 市街地建築課 03-5253-8111 (内線 39655)	
5	都市防災総合推進事業	継続	密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する。 国土交通省は、都市防災事業計画に基づいた都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上に資する事業を民間事業者等(NPOを含む)が実施する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	-	2/3,1/2,1/3以内 [間接補助]	地方公共団体等	国土交通省 都市局 都市安全課 03-5253-8111 (内線 32334)	

6	市民緑地等整備事業	継続	NPO等の緑地保全・緑化推進法人が市民緑地契約に係る緑地又は認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づく緑地、緑地保全地域等の土地に係る管理協定に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設を整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	-	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、緑地保全・緑化推進法人	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8420 (内線 32963)	
7	都市公園事業	継続	市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に基づいて実施する都市公園事業について、NPO等の歴史的風致維持向上支援法人が地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備を行う際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、歴史的風致維持向上支援法人	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8954 (内線 32986)	
8	都市・地域交通戦略推進事業	継続	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて、総合的に整備しようとする地方公共団体、NPO等に対して支援を行い、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進する。	※1	※1	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、都市再生機構、NPO等	国土交通省 都市局 街路交通施設課 03-5253-8111 (内線 32854)	
9	マンション管理適正化・再生推進事業	継続	国土交通省は、マンションの管理適正化・再生推進に向けた環境整備を図るため、マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする取組みに要する費用に対して補助を行う。	(99の内数)	-	10/10 (定額補助) [直接補助]	マンション管理組合の活動を支援する法人等	国土交通省 住宅局 市街地建築課 マンション政策室 03-5253-8111 (内線 39684)	

10	基本計画等作成等事業	継続	国土交通省は、市街地再開発事業に関連する計画策定等を推進し、市街地再開発事業等の計画的かつ総合的な実施を図る事業に対し補助を行う地方公共団体に対して補助を行う。 地方公共団体は基本計画等作成等事業を行う、市町村協議会等（NPO 法人を含む場合がある）に対して補助を行う。	※1	-	1/3 [間接補助]	地方公共団体、協議会組織、再開発準備組織等	国土交通省 住宅局 市街地建築課 03-5253-8111 (内線 39655)	
11	住宅市街地総合整備事業	継続	国土交通省は、関係機関・地域住民との調整業務、まちづくり協議会等（NPO を含む場合がある）の運営・活動（勉強会、資料収集等）、協議会が委託するコンサルタント派遣等に要する費用に対し補助を行う地方公共団体等に対して補助を行う。 地方公共団体等は民間事業者等（NPO を含む）が行う上記事業に対して補助を行う。	（38,379 の内数） ※1	-	1/2、1/3等 [間接補助]	地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等	国土交通省 住宅局 市街地住宅整備室 03-5253-8111 (内線 39677)	
12	重層的住宅セーフティネット構築支援事業（居住支援協議会等活動支援事業）	継続	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化の取組みを支援する。	（450 の内数）	-	10/10 （定額補助） [直接補助]	民間事業者、NPO法人等	国土交通省 住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 (内線 39864)	
13	スマートウェルネス住宅等推進事業	継続	子育て世帯、高齢者世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における併設施設の整備、先導的な取組み及び住宅確保要配慮者向けの住宅の改修に対する支援を実施する。	（32,000 の内数）	-	1/10、1/3等 [直接補助]	民間事業者、NPO法人等	国土交通省 住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 (内線 39856)	29年度から、住宅確保要配慮者向け住宅の改修費に係わる支援を追加

14	観光地域ブランド確立支援事業	継続	国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、国土交通省は、地域の取組段階に応じ、地域のマネジメントを中心的に担う民間団体等が行う地域独自の「ブランド」の確立を通じた滞在交流型観光の推進に向けた取組を支援する。	(205の内数) -	① 観光地域ブランド確立基盤づくり支援 10/10 (定額補助)  ② 観光地域ブランド確立支援 2/5 [直接補助]	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律及び観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針に基づき作成され、同法第8条第3項の認定を受けた観光圏整備実施計画に記載されている観光地域づくりプラットフォームである法人(NPO含む)	観光庁 観光地域振興課 03-5253-8111 (内線 27717)	
15	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	新規	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、既存公共施設の再編・集約に係る改修に対して支援を行う。	(150の内数) -	1/2 以内 [間接補助]	市町村、NPO法人等	国土交通省 国土政策局 地方振興課 03-5253-8111 (内線 29542)	29年度から、事業主体にNPO法人等を追加

16	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	継続	<p>河川における身近な水辺での環境学習・自然体験活動の推進を図るため、地域の市民団体、NPO等が中心となって協議会を設置し、活動する場所を登録。</p> <p>国土交通省及び地方公共団体は、この登録された「子どもの水辺」におけるソフト・ハード面の様々な支援を実施。例えば、協議会に対し、子どもの水辺サポートセンターから資機材の貸出、情報提供等を支援。</p>	(781,602の内数) ※2	(96,235の内数) ※2		国、地方公共団体	<p>国土交通省 水管理・国土保 全局河川環境 課 (内線 35433)</p> <p>各河川管理者 (国土交通省 の各河川事務 所や、地方公共 団体の河川担 当部局)</p>	
17	自然再生事業	継続	<p>国土交通省及び地方公共団体は、湿地・干潟の再生等の河川における良好な自然環境を保全・復元する自然再生事業を市民団体、NPO等との協働により推進する。</p>	(781,602の内数) ※2	(96,235の内数) ※2		国、地方公共団体	<p>国土交通省 水管理・国土保 全局河川環境 課 (内線 35445)</p> <p>各河川管理者 (国土交通省 の各河川事務 所や、地方公共 団体の河川担 当部局)</p>	

18	河川協力団体制度	継続	自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO 等を河川協力団体として指定を行い、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実を図るもの。 また、NPO 等が河川協力団体に指定されることで、河川管理者が必要と認める場合には、河川法第 99 条に基づく委託を受けることも可能となる。	(781,602 の内数) ※2	(96,235 の内数) ※2		国、地方公共団体	国土交通省 水管理・国土保 全局河川環境 課 (内線 35444)  各河川管理者 (国土交通省 の各河川事務 所や、地方公共 団体の河川担 当部局)	
19	海辺の環境教育の推進	継続	市民による港の良好な自然環境の活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然体験・環境教育活動等の機会の提供を行う。	(232,057 の内数) ※2	(40,535 の内数) ※2		国、地方公共団体 等	国土交通省 港湾局 海洋・環境課 03-5253-8111 (内線 46652)	

※1 社会資本総合整備事業（平成 29 年度 19,997 億円、平成 28 年度補正 4,127 億円）の内数。

※2 地方公共団体等では、この予算の他、社会資本総合整備事業（平成 29 年度 19,997 億円、平成 28 年度補正 4,127 億円）の内数での事業実施もある。

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	地球環境パートナーシッププラザ運営費	継続	市民・NPO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップ形成促進を図るため、国連大学と共同で東京青山に設置している「地球環境パートナーシッププラザ」において、環境情報の収集・提供、交流の場の提供、ネットワークの形成支援等を実施する。	(71 の内数)	—	—	環境省	環境省 総合環境政策局民間活動支援室 (03-3406-5181)	
2	地方環境パートナーシップ推進費	継続	地域における環境保全活動等に関する情報提供や NPO と自治体、企業、市民等のパートナーシップ促進の拠点として設置している「地方環境パートナーシップオフィス」において、対話の場づくり、地域での活動の紹介、環境情報の提供・普及等を実施する。	128	—	—	環境省	環境省 総合環境政策局民間活動支援室 (03-3406-5181)	
3	地域活性化に向けた協働取組の加速化事業	継続	環境教育等促進法において、協働取組の充実が必要とされている。 特に環境課題の解決と地域活性化を推進するためには、多様な主体が、環境保全に関して担うべき役割及び行動に有する意義を理解し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携した協働取組を行うことが重要である。 このため、環境 NPO、地域住民、行政機関等の協働による環境保全活動の実証に係る費用の一部を支援する。	69	—	—	環境省	環境省 総合環境政策局 民間活動支援室 (直通： 03-3406-5181)	

4	地球環境基金助成金	継続	独立行政法人 環境再生保全機構に設置した基金の運用益などにより、環境保全を目的とする民間団体（NGO/NPO等）を対象とし、活動に対する助成を行うとともに、環境保全活動に関する情報提供、人材育成のための研修等を行う。	(841の内数)	—	—	独立行政法人 環境再生保全機構	環境省 総合環境政策局環境教育室 (03-5521-8231)	
5	生物多様性保全推進支援事業	継続	地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的な活動であって、法律に基づき実施する事業（国内希少野生動植物等対策、特定外来生物防除対策、重要生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築）に対し、国が経費の一部を交付する。	(75の内数)	—	交付金 【国費 1/2以内】	環境省	環境省 自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室 (03-5521-9108)	地域協議会（地方公共団体、NPO等で構成）を対象
6	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	継続	国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等、地域のエコツーリズム推進に向けた取組を交付金により支援。	(25の内数)	—	交付金 【国費 1/2以内】	環境省	環境省 自然環境局国立公園利用推進室 (03-5521-8271)	地域協議会（地方公共団体、NPO等で構成）を対象



府省庁名	環境省
------	-----

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	地域活性化に向けた協働取組の加速化事業	継続	環境教育等促進法において、協働取組の充実が必要とされている。 特に環境課題の解決と地域活性化を推進するためには、多様な主体が、環境保全に関して担うべき役割及び行動に有する意義を理解し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携した協働取組を行うことが重要である。 このため、環境 NPO、地域住民、行政機関等の協働による環境保全活動の実証に係る費用の一部を支援する。	69	—	—	環境省	環境省 総合環境政策局 民間活動支援室 (直通： 03-3406-5181)	
2	生物多様性保全推進支援事業	継続	地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的な活動であって、法律に基づき実施する事業（国内希少野生動植物等対策、特定外来生物防除対策、重要生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築）に対し、国が経費の一部を交付する。	(75 の内数)	—	交付金 【国費 1/2 以 内】	環境省	環境省 自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室 (03-5521-9108)	地域協議会（地方公共団体、NPO 等で構成）を対象